

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院解散 ④

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院解散の手続きについて掲載いたします。

▽ 宗派（総長）への寺院解散承認申請について

寺院を解散することについて、門徒その他の利害関係人に対して公告し、公告終了日から2か月以内に意見が無ければ、宗派（総長）への「寺院解散承認申請書」を提出します。

「寺院解散承認申請書」は、以下の通り作成します。

1. 申請者
当該寺院の住職又は住職代務。
2. 添付書類

(1) 解散理由書

住職（住職代務）の署名捺印にて、経緯を含め、解散に至った理由を明記します。

(2) 門徒総代の同意書

以下の事項について、門徒総代に諮問し、同意を得たことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印した同意書を添付します。

- ① 寺院を解散することについて
 - ② 門徒の帰属先について
 - ③ 残余財産の帰属先について
 - a. 特別財産中、本尊の帰属先について
 - b. 特別財産中、影像えいぞうその他礼拝らいはいの対象となる有体物の帰属先について
 - c. 法物ほうもつその他の寺有財産の処分について
 - ④ 清算人の選任について
- (3) 責任役員会議事録（抜粋）
- 以下の事項について、責任役員会の議決を経たことを証するため、任期中の責任役員の議事録（抜粋）を添付します。
- ① 寺院を解散することについて
 - ② 門徒の帰属先について
 - ③ 残余財産の帰属先について
 - a. 特別財産中、本尊の帰属先について
 - b. 特別財産中、影像その他礼拝の対象となる有体物の帰属先について
 - c. 法物その他の寺有財産の処分について

(4) 清算人の選任について

「註」 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

「註」 寺則において、残余財産の帰属先が「責任役員の3分の2以上の同意によって選定された者に帰属する。」とある場合は、責任役員に諮り、それぞれの財産の帰属先の選定を行います。

(4) 残余財産の処分に関する書類

以下の事項について、帰属先を記載し、門徒総代の同意と責任役員会の議決を経たことを証するため、住職（住職代務）、責任役員及び門徒総代が署名捺印した書類を添付します。

- ① 本尊
- ② 影像その他礼拝の対象となる有体物
- ③ 法物その他の寺有財産
- (5) 残余財産帰属承諾書

残余財産の帰属について、帰属先となる個人又は寺院が承諾します。

「註」 帰属先が個人の場合、署名捺印（実印）し、印鑑登録証明書を添付します。

「註」 帰属先が寺院の場合、当該寺院の住職、任期中の責任役員及び門徒総代が署名捺印します。

(6) 公告証明書

門徒その他の利害関係人に対し、解散することについて10日間公告したことを証するため、確認者3名が署名捺印した証明書を添付します。

〔註〕 住職（住職代務）の証明書作成日並びに公告確認者の証明日は公告を取り外した日（公告終了日）以降の日付とします。

〔註〕 公告確認者は、寺族及び責任役員・門徒総代以外の者としません。

〔註〕 公告した事項について、門徒その他の利害関係人が意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、手続きを進めるかどうか再検討する必要があります。あります。

(7) 解散公告文

住職（住職代務）の署名捺印にて、門徒その他の利害関係人に対して解散することを示した公告文を添付します。

(8) 門徒の帰属届（門徒登録届）

解散により寺院の宗教活動が停止することから、門徒は新たに別の寺院に帰属する必要があります。別の寺院への帰属は、「門徒の帰属届（門徒登録届）」に基づき、当該寺院の門徒名簿に登録し、門徒戸数を変更します。

〔註〕 受け入れ寺院ごとに「門徒の帰属届（門徒登録

届）」を作成します。

〔註〕 現に門徒戸数が減少している場合は、事前に「門徒名簿届」の届出を行うか、住職（住職代務）の署名捺印した調査結果等の報告書を添付します。

〔註〕 帰属先が未定又は他派に転派する場合は、その旨を明記した住職（住職代務）の署名捺印した報告書を添付します。

(9) 解散についての門徒の同意書

門徒（責任役員、門徒総代含む）全員の署名捺印が必ず要です。

〔註〕 門徒全員の同意が得られない場合は、届出門徒戸数の3分の2以上の同意のうえ、住職（住職代務）の署名捺印した理由書を添付します。

(10) 住職及び衆徒の「所属寺変更許可申請書」又は「帰俗願」

所属僧侶の解散後の僧籍の取り扱いについて、明確にする必要があります。「所属寺変更許可申請書」については、『宗報』（平成31年2月号）を、「帰俗願」については、『宗報』（平成31年3月号）をご参照ください。

〔註〕 解散する寺院又は吸収合併により吸収される寺院の住職に限り、住職の職分のまま申請できます。

〔註〕 死亡削除等の措置がなされていない場合は、事前に「死亡届」の届出が必要です。

(11) 財産目録

財産目録とは、宗教法人の保有するすべての資産（特別財産・基本財産・運用財産）とすべての負債（借入金・預り金）の内容を一覧にしたものです。

〔註〕 数量、評価額等が不明な場合は、「－」と記載します。

〔註〕 境内地・建物が借用地及び借用建物である場合は、財産目録は無記載とし、その旨を明記した住職（住職代務）の署名捺印した理由書を添付します。

(12) 財産台帳

財産台帳とは、財産目録に記載した内容の区分ごとの明細です。

① 特別財産

- a. 本尊・影像その他礼拝の対象となる有体物
- b. 法物

② 基本財産

- a. 土地
- b. 建物
- c. 宝物
- d. 有価証券

③ 運用財産

- a. 預貯金

b. 車輛

c. 什器備品

d. 図書

④ 借入財産

- a. 土地
- b. 建物

〔註〕 数量、評価額等が不明な場合は、「－」と記載します。

〔註〕 特別財産中、「本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物」とは、本尊（御木像・御絵像）、名号（六・九・十字）、親鸞聖人、蓮如上人、聖徳太子、七高僧等の各御影像及び歴代宗主の御影像に加え、御絵伝も含まれます。また、「法物」とは、礼拝の対象となる有体物に付属、関連する仏具類を指し、宮殿、須弥壇、輪灯、菊灯、璣珞等の仏具を含むものとしてします。

(13) 境内地・境内建物の登記事項証明書

法務局において、登記事項証明書を取得します。

〔註〕 個人所有の場合においても、登記事項証明書を添付します。

〔註〕 未登記の場合は、住職（住職代務）の署名捺印した理由書を添付します。

(14) 宗教法人の登記事項証明書

法務局において、登記事項証明書を取得します。

〔註〕 代表役員（代務者）の就任登記がなされているか確認します。

仮代表役員・仮責任役員の選定について

1. 仮代表役員

残余財産の帰属先を住職（住職代務）とする又は住職代務の寺院とする等、住職（住職代務）と解散する寺院との利益が相反する事項について、住職（住職代務）は代表権を有しません。この場合において、仮代表役員の選定が必要です。

なお、寺則において残余財産の帰属先が住職と規定されている場合については、仮代表役員を選定する必要はありません。

(1) 仮代表役員就任者

寺院の所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者が就任します。

〔註〕 教務所長以外の者が仮代表役員となる場合は、利害関係人を除く必要があります。

(2) 職務権限

該当事項について、代表役員に代わってその職務を行います。

〔註〕 仮代表役員が、責任役員会を招集し、公告を行います。

(3) 添付書類

① 仮代表役員就任依頼書（教務所長宛）

② 仮代表役員指名書

③ 仮代表役員就任受諾書

〔註〕 教務所長が仮代表役員に就任する場合は、②及び③は必要ありません。

2. 仮責任役員

残余財産の帰属先を責任役員とする場合、特別の利害関係が生じるため、その責任役員は当該事項について議決権を有しません。この場合において、議決権を有する者の員数が、責任役員の過半数に満たないこととなったときは、過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員の選定が必要です。

(1) 仮責任役員就任者

代表役員が選定する者が就任します。

(2) 職務権限

該当事項について、責任役員に代わってその職務（議決権の行使）を行います。

〔註〕 仮責任役員が、責任役員会に出席します。

(3) 添付書類

仮責任役員選定書